

お知らせ 令和7年度 スマート農業等普及推進事業

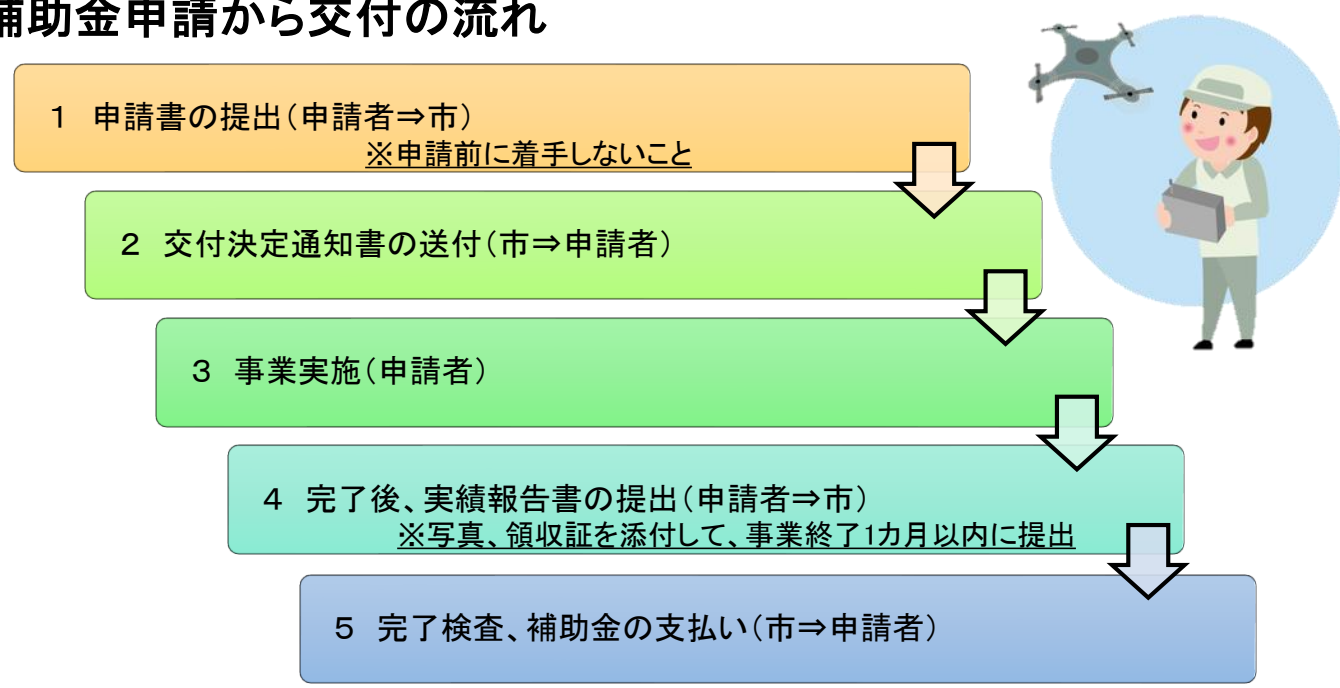
○スマート機械等整備事業

交付対象となる経費	補助率	限度額	要件	提出書類
1 ドローン、自動操舵機器等の導入※1 2 宮城県のRTK基地局を利用するための既存システムバージョンアップに必要な経費※1 (申込書の写しなど利用確認できる書類を添付)	30% 以内	50万円 以内	・販売を目的とした農作物の生産に要する先進的な技術※2を用いた機械であること。 ・対象経費が50万円以上(税抜)であること。 ・水稻、土地利用型作物、その他露地園芸作物は5ha以上、施設園芸作物は20a以上の作付面積があること。	①申請書、収支予算書(市様式) ②事業計画書(市様式) ③地図(設置場所、保管場所) ④見積書2社 ⑤カタログ類 ⑥出荷実績を確認できる書類 ⑦生産調整実施計画書等の写し ⑧該当する場合いずれかの書類 ・定款または規約の写し (法人または農業者等が組織する団体に該当する場合) ・認定書等の写し (認定農業者または青年等就農計画認定者に該当する場合)

※1 中古機械やパソコン、スマートフォンの購入費用、並びに、前年度において補助金の交付対象となり、申請者が購入した機器と同種の機器の購入費用は除きます。

※2 農作物の生産に要する先進的な技術は、農林水産省作成のスマート技術カタログを参考とします。

○補助金申請から交付の流れ



◆事業の受付は4月1日から4月15日までとし、申請額が予算額を上回る場合は採択制となります。

◆補助金交付決定前に事業着手、機器購入を行った場合には、本補助金の適用外となります。

【お問い合わせ先】登米市産業経済部農政課(中田庁舎2階) 電話0220(34)2713